平成２１年（フ）第３９６号
山梨県韮崎市藤井町北下條1260番地２
債務者　仲田　　等
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９７号
山梨県韮崎市藤井町北下條1260番地２
債務者　仲田　郁代
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５５号
岐阜県羽島市小熊町島３丁目49番地メゾンドレスポワール402号室
債務者　齊藤　富子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３９号
兵庫県丹波市市島町市島356番地２　コーポよしみ201号
債務者　岡田　　勝
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第２９０号
兵庫県高砂市荒井町小松原５丁目13番８号
債務者　平康こと　蔡　　優子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５０５号
兵庫県加古郡播磨町上野添３丁目２番49号、従前の住所兵庫県加古郡播磨町本荘１丁目８番12号
債務者　境野　秀樹
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５３１号
兵庫県加古川市平岡町一色東１丁目１番地サンブリッジ303号
債務者　岩崎さゆり
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５７２号
兵庫県加古郡播磨町西野添１丁目６番９号
債務者　緒方　次夫
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５７３号
兵庫県加古郡播磨町西野添１丁目６番９号
債務者　緒方あや子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６０６号
兵庫県加古川市加古川町北在家704番地の４
債務者　小亀　淑雄
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６１５号
兵庫県姫路市飾東町庄389番地３
債務者　合田建材こと　合田　明廣
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６６２号
兵庫県加古川市野口町北野468番地の16、従前の住所北九州市戸畑区一枝１丁目２番25―103号
債務者　篠原　桂子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６８８号
兵庫県相生市緑ヶ丘２丁目６番18号
債務者　宮内　政幸
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７１２号
兵庫県姫路市岩端町181番地　市営岩端住宅４棟438
債務者　藤本　英二
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７３８号
兵庫県姫路市安富町安志600番地249、従前の住所兵庫県姫路市安富町名坂339番地２
債務者　牛路　和成
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７４１号
兵庫県姫路市大津区天神町２丁目80番地２天祐荘２Ｆ10号
債務者　中西　正人
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７４５号
兵庫県加古川市野口町二屋124番地
債務者　石井　幸満
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部